

2021/4/24@アルカディア市ヶ谷

# 『司法はこれでいいのか。』出版記念集会

第1部 司法の現状把握と希望への道筋

司法の現状：制度と運用の実態をどう把握するか

西川伸一（明治大学政治経済学部）

nisikawa1116@gmail.com

はじめに

2021/3/31 世界経済フォーラム「男女格差報告書」

⇒日本の男女格差は156か国中120位

★司法分野も他人事ではない

2021/3/15 92団体「最高裁にジェンダーバランスを」



2021/3/15記者会見

⇒2021年7月・8月に4人の最高裁判事が定年を迎えるので、後任にはすべて女性を充てるよう求める要望書を最高裁や日弁連などに提出

★15人の最高裁裁判官のうち5人を女性にする

全員の後任が女性になれば、現職の岡村和美最高裁判事を含めて女性最高裁判事は5人になる

**私見** 現実的に不可能。**現状の2人が3人になれば上出来。**

⇒理由：司法官僚制的人事慣行の存在

★本報告の主眼：司法官僚制の淵源に迫る

## 1 前史:「思想判事」としての石田和外

東京刑事地方裁判所の予審判事として「思想検事」とともに治安維持法の**拡大適用**に腐心

★目的遂行罪

例) ①1938/11 「唯物論研究会」  
事件

②1939/2 被告人Xに対する治安  
維持法違反事件

③1940/9 東京高校事件

⇒②③は『思想月報』に掲載



いしだ・かずと(1903-1979)  
第5代最高裁長官  
(1969-1973)

## 2 「司法官僚」石田和外の戦後

1947/3 司法省大臣官房人事課長

1947/12 最高裁事務局人事課長

1948/12 最高裁事務局人事部長

1949/1 最高裁事務総局人事局長

1949/6 最高裁事務総局事務次長

(事務総長は一貫して五鬼上堅磐)

ごきじょう・かきわ

★異例の長期在任

⇒「司法官僚」の王道を歩む

1956/12 東京地裁所長

参考)最高裁長官

1947/8 三淵忠彦



1950/3 田中耕太郎



1960/5 最高裁事務総長

1962/3 東京高裁長官

1963/6 最高裁判事

1969/1/11 最高裁長官

(最高裁長官)

↓  
横田喜三郎

↓  
横田正俊

←←↓



当日の記者会見「裁判官は**激流に立つ岩**のような、き然とした態度をとらなければならない」  
(1969/1/12『読売新聞』)。

★「激流」=「裁判の独立」脅かす  
勢力

最高裁  
石田新長官が記者会見

社会秩序確立を強調

1969/1/12  
『朝日新聞』

## 「社会秩序維持を強調」

1969/6/5高裁長官、地裁所長および家裁所長会同での「訓示」

「法による社会秩序の確保は、窮極においては、裁判によって維持されるのでありますから、裁判所の責務は、きわめて重大なものがある(略)裁判所がこのような重大な責務を遂行するためには、何よりもまず司法権の独立が厳守されなければなりません」(1969/6/15『裁判所時報』)。

★「司法権の独立」を「旗印」に、「司法官僚」石田にとってあるべき最高裁・裁判所をつくり上げる

例)最高裁の法廷構成の変更、ブルー・ページの強行

### 3 ブルー・ページ～「司法官僚」石田和外の到達点

端緒

- ①『全貌』1967年10月号「裁判所の中の共産黨員」  
⇒裁判所当局が公費で購入  
(寺田治郎事務総長国会答弁1967/11)
- ②自民党の「横からの入力」⇒「裁判の独立を厳守」  
(岸盛一事務総長談話1969/4)
- ③平賀書簡事件(1969/8～1970/11)における問題のすりかえ  
★「上司」による裁判干渉から裁判官の「政治的」組織(青年法律家協会)加入の是非へ

## 「公正らしさ論」～ブルー・ページの「論拠」

1970/1/1/『裁判所時報』掲載の石田長官「新年のことば」

「裁判のこの公正は単に公正であるというばかりでなく国民がこれを信じて疑わないものであることが必要である」

★「公正」が内包する保守的バイアス=既存秩序の維持

⇒「らしさ」で際限なく拡張される

⇒裁判所の内部統制強化の「論拠」

⇒現場の裁判官の萎縮

## ブルー・ページの発動①

1970/4/7 22期司法修習生の修習終了式  
終了者67名中3名の任官が拒否される  
⇒うち2名は青法協会員

1970/4/8 岸盛一事務総長：

「青法協会員であるという理由からではない」

⇒なお書き「裁判官が**政治的色彩を帯びた団体**に加入していると、その裁判官の裁判がいかに公正なものであっても、その団体の活動方針にそった裁判がなされたとうけとられるおそれがある。(略)以上は**最高裁判所の公式見解**である」(1970/5/1『裁判所時報』)。



## ブルー・ページの発動②

「宮本康昭判事補再任拒否事件」

1971/3/31(水)最高裁裁判官会議が宮本康昭熊本地家裁判事補の「判事に任命されるべき者」の名簿への不登載を決定

〔理由〕 ア)宮本判事補が青法協会員だった

⇒青法協会員裁判官でも再任された者もいる

イ)東大事件の審理中に欠席手続の適用に反対した

⇒裁判内容と司法行政上の措置は別物

矢口洪一の「遺言」:「裁判所の派閥抗争の表れだった。

宮本さん個人の問題ではない」2006/9/4『朝日新聞』夕刊。



## 「司法官僚」石田和外の「凶暴」性

とりわけ宮本再任拒否と阪口罷免については、最高裁裁判官会議における石田長官の強力なリーダーシップなしにはありえない

## 石田路線の継承と司法官僚制の盤石化

- ①石田長官下の事務総長としてブルー・ページを推し進めた岸盛一、吉田豊を最高裁判事に引き上げる
- ②「石田派」最高裁判事の村上朝一、藤林益三、岡原昌男が長官ポストをリレー
- ③矢口洪一民事・行政局長を人事局長へ横滑りさせる。矢口は人事局長を5年半も務めて司法官僚制を盤石化

## 4 司法官僚制

「司法官僚」の中核」:

「最高裁事務総局に勤務し(略)秘書課および総務局・人事局・経理局などにおいて、裁判官人事・評価、規則の原案作成、予算案の作成を担う(略)職業裁判官たち」(新藤 2009: 56)

① 裁判しない裁判官が現場の裁判官を「内部統制」する

⇒ 手段は **人事**・任地・報酬

② 裁判官幹部ポストには官僚制的な階層的序列が存在する

③ 司法官僚を「仰ぎ見る」現場裁判官の意識の倒錯

⇒ 「ヒラメ裁判官」?

## おわりに

仮説：経歴に注目すれば司法官僚制的人事慣行を把握できる

⇒これに従えば、希望は見出しにくい

★しかし、歴史と経験は仮説へ異議申し立てをしてきた

①阪口元司法修習生の法曹資格回復(1973/1)とそれに先立つ第9回国民審査(1972/12)における高い罷免要求率

②良心を貫く裁判官の判決とそれに対する人事的報復

③女性裁判官の増加と「ジェンダーバランス」の提起

⇒②③は関係者の関心を広げる

★司法を市民の話題へと「通訳」する⇒研究者の使命

## 参考文献

新藤宗幸(2009)『司法官僚』岩波新書。

西川伸一(2012)『最高裁裁判官国民審査の実証的研究』五月書房。

————(2020)『増補改訂版 裁判官幹部人事の研究』五月書房新社。

————(2021)「第四章 司法官僚—石田和外裁判官の戦後」23期・弁護士ネットワーク編『司法はこれでいいのか。』現代書館。